

問 保育園の待機児童対策について

答 今年度は12名の職員を採用し、受入れ園児の拡大を図っている。加えて、ニチイ学館が新白河に小規模保育施設を28年4月に開所の意向があることから、所要の予算を計上した。待機児童の解消に結びつくと考えている。

問 ひまわり保育園が廃園されるが、受入先について何う。

答 市内の保育園・幼稚園に転園できる。待機児童は、発生しない。

大 花 務

問 陸上競技場の利用時間は。

答 現在、午後5時まで施設を開放しているが、今回の条例改正により、平成29年4月から管理棟の照明設備を利用し、400mトラックを使用したランニングに限定して、利用時間が午後9時までとなる。

問 白河文化交流館について

答 館長は、現在東北文化学園大学教授の「志賀野佳一」氏を登用する予定。舞台技術系のスタッフは照明技術者技能認定、舞台機構調整技能士の有資格者を雇用予定で、不足する部分は、一部を外部に委託して体制を整備する。ス

タッフ全体は、施設の最高責任者の館長・施設管理者・自主事業を統括する副館長2名を配置し施設経理や庶務・広報等の事務を担う総務・経理担当、施設維持管理や貸館受付等を担う施設管理担当、自主事業企画・実施までの実務を担う事業担当、ホールの舞台機構・音響・照明の各設備の安全管理と運用を担う技術担当となり、合わせて16名体制での運営を予定している。これらに加え市職員の派遣を予定している。



白河市陸上競技場

深 谷 弘

問 市財政状況と市民要求実現

答 平成18年度から「財政健全化計画」を策定、財政健全化に取り組みななかで、財政状況は改善されてきた。余裕財源である積立金も年々増やされ、財調・減債・公共施設等整備基金だけで70億円を超えている。今後の財政運営のためと言うが、裏を返せば市民の要求に添えておらず、ため込み過ぎではないか。

問 地方交付税の減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増加、大規模災害発生時の緊急的な財政出動などに対応できるように、今後も当該年度の施策推進に影響のない範囲で積み立てを行っていききたい。

答 地方交付税の減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増加、大規模災害発生時の緊急的な財政出動などに対応できるように、今後も当該年度の施策推進に影響のない範囲で積み立てを行っていききたい。

問 土曜授業の導入について

答 文科省の方針で土曜授業が可能となった。子どもの負担増や教員の多忙化など懸念されるが、なぜ市教委は今年度から導入を決めたのか。

答 補充指導等を実施するための授業時数の確保や、地域人材を活用した体験学習を効果的に実施できると判断した。今年度の実施回数は全小中学校で3回となっている。

議員政治倫理条例に

基づき戒告処分

平成27年9月7日付けで市民10名から、大竹功一議員の発行した活動報告書「はってん(2015年8月20日第37号)」に記載されている内容に行き過ぎた表現があり、市議会議員の名誉を失墜させる虚偽の事実や誹謗中傷にあたるものが含まれ、白河市議会議員政治倫理条例の規定に違反するのではないかとして、市議会議員政治倫理条例第5条に基づき審査の請求書が提出され、同月17日付で白河市議会政治倫理審査会が設置されました。

また、審査結果を大竹功一議員に通知したところ、平成27年11月24日付で、弁明書が提出されました。

この審査結果を踏まえ、議長は、平成27年12月7日の本会議に諮り、大竹功一議員に対し、全会一致(大竹議員は除斥)で戒告の措置を講じることと決定し、白河市議会として直ちに戒告処分を科しました。

審査を重ねた結果、「はってん」に記載された内容は同条例第3条第1号及び同条第8号に規定する政治倫理基準に違反しているとの結論に至り、平成27年11月2日、議長に対し審査結果報告が提出されました。

※次ページに、審査の結果と弁明書並びに戒告文の概要等について掲載しておりますが、ホームページにおいて全文を掲載しております。

政治倫理審査会審査結果（概要）

- 「税金で走る選挙カーは必要か？ 選挙公営制度に疑問と苦情殺到!!」との表現について
全国で認められている選挙公営制度を、あたかも制度を利用することが悪いことのような表現は、市民に誤解を与え、正しく制度を利用している候補者を嘲弄するものであり、認められている制度の運用を妨げる行為である。
- 「しかし、長時間労働でプロのウグイス嬢を雇用する場合、実際には多額の費用が必要だと噂されています。」との表現について
事実が確認されていない違法行為の「噂」を市民に対し情報発信することは、多くの市民に誤解を与え、市議会議員に対し多くの市民からありもしない疑惑を煽ることになり、白河市議会の信用を失墜させる行為である。
- 「選挙＝就職活動」との表現について
選挙と就職活動のそれぞれの性質は全く異なるものであり、市議会議員本人が選挙と就職活動を同一行為として表現することは明らかな間違いであり、虚偽の記載である。
- 結論
これらの議会の品位又は名誉を損なう表現は、他人若しくは白河市議会の名誉を毀損する行為があると判断し、条例第3条第1号及び第8号の政治倫理基準に違反すると全会一致で結論を得た。

審査会が必要と認める措置

条例第6条第2項第2号に基づく措置については、「戒告」とする。

戒告文

大竹功一議員は、平成27年8月20日に議員活動報告書「はってん」を発行したが、その中には、不適切な表現や虚偽の事実、誇大表現により多くの市民に対し誤解を与えている。

これらの議会の品位又は名誉を損なう表現は、他人若しくは白河市議会の名誉を毀損し、白河市議会議員政治倫理条例第3条第1号及び第8号の政治倫理基準に違反する行為である。

このことは、議員の職分に鑑み、まことに遺憾である。

よって、白河市議会議員政治倫理条例第13条第2項の規定により、戒告する。

また、白河市議会として、大竹議員に対し、今後の議員活動報告などの情報発信を行う場合には、客観的な事実に基づいた内容を記載することと、その表現については、常に議会の品位を保つものであることを強く求めるものである。

なお、大竹議員には、議員の主張や意見に基づく活動は、情報紙やブログなどで市民に伝えるだけでなく、この議会において、意見書や条例等を上程することで議題とし、議員間で議論を深めることが、議員としての職務であり、職責であることを申し添える。

平成27年12月7日

白河市議会

弁明書(抜粋)

●「利用することが悪い」と断言しているものではなく、読者に問いかけをしているものであり、表現の自由の範疇であると考えています。各候補者が正しく制度を運用していると言えるのかということも、市民に伝え、判断していただくための今回の表現であり、「愚弄している」と指摘されたことには当たらないと考えます。

●今回の「噂」には全国の事例報告や「噂」等から推察しての文章であり、故意に誤解を与えようとしたものではありません。単に白河市議会の議員候補者の場合だけを指したのではなく、白河市議会の信用を失墜させる表現に当たるとは思えません。

「噂」と表現している以上、事実の証拠を提示する必要なく、全国的に同様の「噂」があることを示すことにより、今回の表現は「表現の自由」で認められている許容範囲であり、「議会の信用を失墜させる行為」に当たるとは思えません。

●私は他議員について、一言も触れてはいません。選挙＝就職活動というのは、私の考えであり、「他の議員も自己資金で選挙すべきだ」と断言しているものではなく、自分の自説を述べたに過ぎず、この点をもって、個人の意見を間違っていると断言されるのは、憲法に保障されている「思想・信条の自由」を縛るものではないかと思えます。